

# 美濃市給付型奨学金 募集要項

美濃市教育委員会

## 美濃市給付型奨学金制度について

### (1)新奨学金制度の目的

美濃市では、修学意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な方に対し美濃市給付型奨学金制度により支援を行うものとする。

### (2)新規募集予定人数

10人程度

### (3)奨学金の額

入学金及び授業料について1/2を支援する。上限を入学金15万円、授業料を50万円とする。

初年度 最大65万円(入学金15万円、授業料50万円)

次年度以降 最大50万円

※特に定める場合を除き、返還する必要はありません。

### (4)奨学金の期間

入学した大学等の正規の修業年限とする。(4年制大学の場合は4年間)

※4年制大学の場合で、4年間の合計で最大215万円

### (5)応募資格

次の項目の全てに該当すること

①申請時まで1年以上にわたり美濃市に住所を有しているもの。(令和6年4月1日時点において、本市の住民基本台帳に1年以上記録されているもの。)

②令和6年4月1日現在で25歳未満であるもの。

③令和6年度に新たに大学等(大学・短期大学・専修学校・高等専門学校)に入学(編入)したもの。

④学業成績が優秀で修学意欲があるもの。

⑤直近の1年間の世帯収入が500万円未満のもの。

⑥世帯の中に市税を滞納している者がいないもの。

### (6)提出書類

①美濃市給付型奨学金給付申請書(別紙—1)

②高等学校等の成績証明書

③大学等の在籍証明書

④世帯全員の所得証明書

⑤世帯全員の住民票の写し

⑥入学金及び授業料を支払った額が分かる書類(領収書等)

(7)提出期限及び提出先

提出書類①②③⑤⑥ 令和6年5月10日まで

提出書類④ 後日連絡いたします

提出先 美濃市教育委員会教育総務課

※郵送も可であるが5月10日までに必着であること

(8)奨学金給付の決定

提出書類に基づき、教育委員会で審査会を開催し決定します。給付が決定された方には、令和6年6月末までに美濃市給付型奨学金受給者決定通知書にて申請者に通知します。

(9)奨学金の給付時期と給付期間

入学金にかかる奨学金は初年度の7月に一括で給付します。授業料にかかる奨学金は、4月から9月までの前期分は7月に、10月から翌3月までの後期分は1月に給付します。(2年目以降も同様です。)

ただし、退学又は除籍もしくは留年となった場合は給付を打ち切り、休学・停学の期間は給付を中止する場合があります。

受給資格の確認のための申請は、次年度以降も毎年必要になります。(詳細は奨学生に後日お知らせします。)

(10)面談について

奨学生の勉学状況や生活状況を把握するために、面談を行う場合があります。理由なく面談に応じない場合は、給付を打ち切ることがあります。

(11)その他

①提出書類が提出期限までに提出されない場合は、理由の如何を問わず受理できません。また、提出書類は一切返却いたしません。

②追加で別途書類を提出願う場合があります。

③虚偽の申請、不正な手段で奨学金の給付を受けた場合は、以後の給付を打ち切るとともに、既に給付を受けた金額を直ちに返還をしていただく場合があります。

本奨学金は、美濃市給付型奨学金給付要綱に従って給付するものです。

問合せ先  
美濃市教育委員会教育総務課  
〒501-3756  
岐阜県美濃市生櫛88-24  
電話 (0575)35-2711